

東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	東邦大学医学メディアセンターにおける著作権ヘルプデスクの取り組み
別タイトル	Copyright Help Desk at Toho University Medical Media Center
作成者（著者）	大谷, 裕
公開者	日本医学図書館協会
発行日	2024.06
ISSN	04452429
掲載情報	医学図書館. 71(2). p.83 88.
資料種別	学術雑誌論文
内容記述	事例報告
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD28229486

東邦大学医学メディアセンターにおける著作権ヘルプデスクの取り組み

大谷 裕*

東邦大学医学メディアセンター

I. はじめに

東邦大学医学メディアセンター（以下、当センター）では、2019年からヘルプデスクサービスを開始した¹⁾。ヘルプデスクサービスとは、従来は利用者からの要望に応じて実施してきたサービス内容をメニュー化したものである。2019年の開始時には「著作権」、「Microsoft Office」、「文献管理ツール」、「文献検索」の4件のヘルプデスクを設け、2020年に「統計ソフト」²⁾、「オンライン学習管理システム Learning Management System（以下、LMS）」、「EBM・診療ガイドライン」の3件のヘルプデスクを追加した。2024年3月現在、この7件のヘルプデスクを運用している。

ヘルプデスクサービスの中には「文献検索」など、明文化するまでもない日常的なサービス内容も含まれているが、メニュー化することで、センターの支援内容が明確になり、利用者がセンターをより利用しやすくなる効果があると考えている。

本稿では、著作権ヘルプデスクの開設およびヘルプデスクに寄せられた相談内容についてとりまとめ、今後の展開について検討を行う。

II. 著作権ヘルプデスクの開設

1. 著作権ヘルプデスク開設の背景

2019年にヘルプデスクサービスを開始するにあたり、著作権をメニューに加えた要因としては、次の2点が挙げられる。

1) 遠隔授業に対するレファレンスの増加

LMSの導入により、オンライン授業が増加し、教員から「教材作成における引用」など著作権に関するレファレンスが増えていた。

2) 授業目的公衆送信補償金制度の担当

ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育現場で著作物利用の円滑化を図るため、2018年5月に授業目的公衆送信補償金制度³⁾が創設された。これにより、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで無許諾で行うことが可能となった。

2019年のヘルプデスクサービス開始当時、当センターは法人組織からの指示により、この授業目的公衆送信補償金制度についての情報収集を担当しており、今後この制度の担当窓口が予定されていた。このため、担当者は、授業目的公衆送信補償金制度や関連する著作権について学習を進めていた。なお2024年現在、当センターは授業目的公衆送信補償金制度の担当窓口となっており、各学部及び付属の中高への次年度予算申請依頼や、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）⁴⁾への補償金等登録・申請業務を担当している。

2. 著作権ヘルプデスクの開設

各ヘルプデスクは開設に先立ち、約1年の準備期間を設けた。手順としては、まず各人がどのヘルプデスクを担当するかを管理職と相談のうえ決定する。次に、担当者は1年後の開設に向けて、ヘルプデスクサービスに必要な知識を計画的に習得するという流れである。なお各ヘルプデスクの担当者は、正規司書が務めており、一人で複数のヘルプデスクを兼任する場合もある。

著作権ヘルプデスクでは、まず2名の担当者を決め、知識習得の目安として、サーティファイ著作権検定委員会が主催するビジネス著作権検定⁵⁾の初級レベルを想定した。ビジネス著作権検定は、著作権に関する知識および関連する知識について、その基礎的な理解、具体的な裁判例・ビジネス実務における慣例を基準とする事例判断での応用力をそれぞれ測定するものである。BASIC、初級、上級と3つの級区分があり、認定基準は以下のとおりである（表1）。

*Yutaka OOTANI：ヘルスサイエンス情報専門員（基礎）

〒143-8540 東京都大田区大森西5-21-16.

y-ootani@mnc.toho-u.ac.jp Tel.03-3762-4151 (2441)

(2024年5月7日 受理)

表1. ビジネス著作権検定の認定基準

級区分	認定基準	合格基準
BASIC	日常生活において著作物を扱う際、トラブルを起こさないために知っておきたい、著作権制度の初歩的・入門的な知識を持っている。	得点率65%以上
初級	著作物とは何か、著作権とはどのような権利かを知っている。利用者として、他人の著作権を侵害せず正しく著作物を利用できる。	得点率65%以上
上級	著作権に関する知識を活用し、著作権利用に関する問題点を発見し、解決できる。契約、司法制度、条約に関する知識を活用し、専門家の助力を得ながら著作権に関する実務を展開することができる。	得点率70%以上

2019年のヘルプデスク開設時には、担当者2名がいずれもビジネス著作権検定初級を取得した。

Ⅲ. 著作権ヘルプデスクの運用

1. 著作権ヘルプデスクの運用

2024年4月現在、著作権ヘルプデスクはビジネス著作権検定上級2名、初級1名の3名で運用している。運用の流れとしては、著作権ヘルプデスクへ寄せられた相談内容を3名で確認し、1名が回答案を作成する。この回答案を残りの2名が確認したのち、利用者へ返答するというフローである。相談の受付方法は専用メールアドレスを用意しているが、電話や対面でも受け付けている。ヘルプデスクからの回答についてもメールが中心であるが、電話や対面など相手の要望に応える形で運用している。

2. 相談受付

1) 相談受付件数

2019年度から2023年度までの相談受付件数をヘルプデスク別にまとめた(表2)。年平均でみると統計ソフトが最も多く67.3件、これに対し著作権ヘルプデスクは10.3件と5番目に位置している。頻繁ではないが、月に1回程度、途切れずに相談が寄せられている状況である。

2) 相談者属性

2019年度から2023年度までのヘルプデスク別相談者属性を比率でまとめた(表3)。それぞれのヘルプデスクをみると、「統計ソフト」は医師の利用が最も多く(113件:42.0%)、研究支援として利用されていた。「文献検索」は看護師の利用が最も多く(84件:28.9%)、看護研究の場で相談が寄せられている様子がうかがえた。「文献管理ツール」は教員の利用が最も多かった(91件:31.7%)が、医師、コメディカル、学部生・院生と様々な属性の利用者から相談が寄せられていた。「Microsoft Office」は学部生・院生の利用が中心(39件:40.6%)であった。

「著作権」は教員(32件:61.5%)と事務職員(12件:

23.1%)の利用が多かった。これに対し、学部生・院生の利用はほとんどなかった(1件:1.9%)。事務職員のヘルプデスク全体の利用は24件で、このうち12件が著作権ヘルプデスクでの利用であった。事務職員の利用の多さと学部生・院生の利用の少なさは「著作権」の特徴と思われた。

「LMS」はeラーニングシステムのヘルプデスクなので、教員(23件:71.9%)の利用が中心であった。「EBM・診療ガイドライン」は、EBMについての講義や診療ガイドライン検索を請け負うもので、件数は少ない(20件)が、医学部や看護学部の教員、診療ガイドライン作成に関わる医師、看護師、そのほかのコメディカルなど学内の様々な部署から依頼を受けていた。

3) 著作権ヘルプデスクの相談内容

著作権ヘルプデスクに寄せられた相談内容を利用目的別にまとめた(図1)。最も多かったのは「授業での著作物利用」で23件(44.2%)の相談があった。具体的には「授業で使うスライドを確認してほしい」、「オンライン講義で、特定の小説の数ページや詩一篇の全文をアップロードしてよいか?」など他者著作物の利用や引用についての問い合わせが多く寄せられた。

次に多かったのは「研究での著作物利用」、「学事での著作物利用」でともに13件(25.0%)の相談があった。「研究での著作物利用」では「researchmapに、オープンアクセスになっていない共著論文をアップロードしたい」、「抄読会で使用する論文をPDFで配付したい」、「英語論文の表を日本語に翻訳して引用したい」、「自分の研究についてのプレスリリースにあわせ、X(旧Twitter)に、論文の文章と図を掲載予定である。著作権の問題はないか」など、自己著作物の公開や他者著作物の引用・共有についての問い合わせが寄せられた。「学事での著作物利用」では「オープンキャンパスの動画を確認してほしい」、「入試問題の残部を過去問として配付したい」、「広報誌にある詩人の詩を掲載したい。どのように許諾をとればよいか?」など、学内で作成した著作物の公開・配付や、

表2. 相談受付件数（年平均降順）

ヘルプデスク／年度	2019	2020	2021	2022	2023	合計	年平均
統計ソフト	－	58	49	63	99	269	67.3
文献検索	38	50	40	74	89	291	58.2
文献管理ツール	50	46	61	65	65	287	57.4
Microsoft Office	17	13	20	20	26	96	19.2
著作権	6	18	12	5	11	52	10.3
LMS	－	27	2	1	2	32	8.0
EBM・診療ガイドライン	－	2	8	5	5	20	5.0
合計	111	214	192	233	297	1,047	187.5

表3. 相談者属性

ヘルプデスク／属性	医師	看護師	コメディカル (看以外)	教員	学部生・ 院生	事務職員	不明・ その他	合計
統計ソフト	42.0%	17.8%	24.9%	11.9%	2.6%	0.4%	0.4%	100%
文献検索	18.9%	28.9%	4.8%	25.8%	19.9%	1.7%	0.0%	100%
文献管理ツール	19.5%	6.6%	14.6%	31.7%	26.1%	1.4%	0.0%	100%
Microsoft Office	16.7%	15.6%	17.7%	9.4%	40.6%	0.0%	0.0%	100%
著作権	7.7%	3.8%	0.0%	61.5%	1.9%	23.1%	1.9%	100%
LMS	3.1%	9.4%	3.1%	71.9%	6.3%	6.3%	0.0%	100%
EBM・診療ガイドライン	20.0%	20.0%	35.0%	15.0%	5.0%	0.0%	5.0%	100%
合計	23.8%	16.7%	14.1%	25.3%	17.5%	2.3%	0.3%	100%

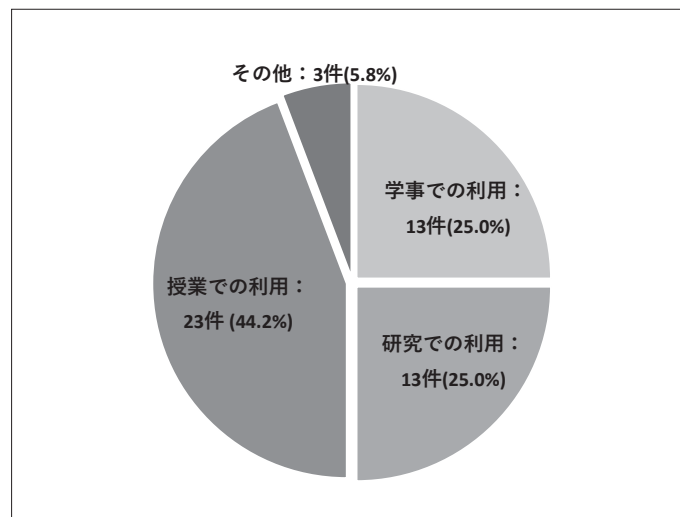


図1. 利用目的別相談件数（全52件）

他者著作物の引用についての問い合わせが寄せられた。「その他」(3件:5.8%)は、「有料のセミナーにおいて、スライドに書影を掲載して問題はないか」、「企業から、筆頭著者になっている論文の図表を広告記事で使いたいという問い合わせがあった。自分がOKを出しても良いか」などであった。

IV. 著作権ヘルプデスクの相談事例

ここでは、実際に著作権ヘルプデスクへ寄せられた相談内容をレファレンス事例形式で取り上げる。

1. 他者著作物の改変について

・質問

授業で、特定の箇所を強調するために他者の著作物(図)の一部を枠で囲うなどの改変をした。これは著作権侵害にあたるか?(教員, 2020年4月)

・調査の経緯

参考文献や法情報総合データベース「D1-Law」を類似の事例について調査した結果、改変には当たらないと思われた。

・回答

著作権法としては「見た目」の変更は改変にあたる。一方で、「教科書用準教材を作成するにあたり、傍線や波線を付記したりするようなことは、思想または感情の創作的表現の同一性を損なわせるものではなく、改変に当たらない」とした判例(東京地判平18・3・31判タ1274・255)もある。

この判例からすると、四角に囲う行為は、傍線や波線同様、強調表現の一種と判断できる。このことから「四角囲いは引用者による」などの注記表記を入れれば、改

変にはあたらないと解釈できると思われる。

2. 高大接続型入試での著作物利用について

・質問

新型コロナウイルス感染防止対策として、高大接続型入試に伴う事前授業と事後授業をオンラインで実施することを検討している。この授業は、授業目的公衆送信補償金制度内として運用可能か?(学事課(理学部), 2020年6月)

・補足: 高大接続入試について

東邦大学(以下、本学)の高大接続入試は、文部科学省による高大接続改革⁶⁾の一環として、理学部で実施されている。高大接続改革は、高等学校教育、大学教育、大学入学選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評価するものである。

本学の場合、まず6月から9月に「事前授業: プレプログラム」として、大学教員が事前に申し込みのあった高校生に授業を行う。その後、授業を受けた高校生を対象に11月に入学試験を実施し、この合格者に対して、1月から3月に「事後授業: ポストプログラム」として大学教員が再度、授業を行う。そしてこの事後授業で得た単位は、入学後に卒業単位に認定する場合もあるという仕組みである。

・調査の経緯

著作権ヘルプデスクでは回答が難しく、日本著作権教育研究会⁷⁾の問い合わせ窓口を利用した。日本著作権教育研究会は教育現場における著作物の利用許諾を処理する非営利団体で、法人などの組織体であれば、無料で問い合わせフォームから各種問い合わせが可能である(図2)。日本著作権教育研究会は2018年から2019年に

ご意見、ご質問など、お気軽にお問い合わせください。
個人からの問い合わせには対応しておりません。
【学生・生徒のみなさんへ】著作権に関する疑問が生じた場合は、まず担任の先生、担当教官等にご相談ください。

お問い合わせの種類 **必須**

お名前 **必須**

ふりがな **必須**

学校名(会社名) **必須**

メールアドレス **必須**

メールアドレス(確認用) **必須**

選択してください
選択してください
日本著作権教育研究会について
授業等教育利用に関する著作権について
試験問題に関する著作権について
eラーニングに関する著作権について
セミナー・講演に関するお問い合わせ
OUP(オックスフォード大学出版局)について
著作権処理のお見積・ご依頼について
その他のお問い合わせ

図2. 日本著作権教育研究会 問い合わせフォーム

かけて、授業目的公衆送信補償金制度についてのフォーラムなどを開催しており、当センターも参加していたため、この活動について知識を得ていた。

・回答

数日後に、日本著作権教育研究会から以下の回答を得たので、学事課へ報告した。

- ・著作権法で想定されていない方法なので、現行法に当てはめて検証を行う。具体的には①高校生へのプレプログラムの部分、②合格者へのポストプログラムの部分、③ポストプログラムの中で卒業単位に認定する場合の部分と3つのポイントにわけて、これらが著作権法第35条の要件を満たすかという点を検討する。
- ・この結果、③の「単位認定」が適用される講義については、第35条の授業に該当するものと考えられる。単位認定が予定されていないもの、あるいは未定のものについては同条に該当しないと考えられる。

3. サミュエル・メスキータの著作権について

・質問

教員からサミュエル・メスキータの絵を用いた感染対策ポスターを作成・掲示したいという相談を受けた。教員はサミュエル・メスキータの展示会で、男性がハンカチで口を覆っている版画（図3）をみて、興味を持ったとのことで、ポスター案も持参された。死後70年経過しており、著作権の期限は切れているとのことだが、問題はないか？（学事課（医学部）、2021年9月）

・調査の経緯

まずサミュエル・メスキータ（Samuel Jessurun de Mesquita：1868-1944）について調査を行った。この結果、サミュエル・メスキータは、オランダで画家・版画家として活動したユダヤ人であり、ナチス・ドイツによってアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所に送致され、1944年に殺害されたことがわかった⁸⁾。版画については、「Niest nooit zonder zakdoek（ハンカチーフ無しでくしゃみすることなかれ）」というタイトルで、1922年制作、Stedelijk Museum Amsterdam（アムステルダム市立美術館）に所蔵されており、美術館のWebサイトで画像が公開されていた⁹⁾。

調査した2021年当時からみると死後77年が経過している。日本、オランダともに著作権の保護期間は70年であり、相談にあった通り、著作権の期限は切れているように思えたが、オランダの著作物を日本で利用する場合には、戦時加算¹⁰⁾が適用されることがわかった。戦時加算とは、日本が1941年の太平洋戦争の宣戦布告か

ら1951年のサンフランシスコ平和条約締結までの期間、交戦状態にあった旧連合国の著作権を保護していなかったとの理由により、通常の保護期間に戦争期間相当の約10年間を加算しなければならないという義務制度である。オランダの加算期間は3,844日とされている。これにより、日本におけるサミュエル・メスキータの著作権保護期間は、1945年1月1日より70年+3,844日、2025年7月10日までとなり、日本におけるサミュエル・メスキータの著作権が消滅していないことが判明した。

一方、著作権は消滅していない場合の著作物の一般的な利用方法として、引用がある。引用のルールとしては次の6条件をすべて満たせば利用可能とされている。

- ①引用部分が公表された著作物であること
- ②引用部分と自己の著作物の区分が明瞭であること
- ③自己の著作物が「主」であり、引用部分が「従」であること
- ④「引用の目的上、正当な範囲内」であること
- ⑤出所を明示すること
- ⑥改変など、著作者人格権を侵害しないこと

そこで、この6条件について教員のポスター案と照らし合わせて確認を行った。ポスター案は、版画の下に、「マスクをつけよう」、「会話は小声で」などのフレーズを配置したもので、版画部分が多くを占めていた。また出典の明示もなかった。このため③および⑤の条件を満たしておらず、引用での利用としても難しいと思われた。



図3. 「Niest nooit zonder zakdoek（ハンカチーフ無しでくしゃみすることなかれ）」（アムステルダム市立美術館Webサイトから）

・回答

学事課へ対し、日本におけるサミュエル・メスキータの著作権は消滅しておらず、引用の6条件を満たしていないため、今回のポスター案は、著作権からみると適切とは言えない旨、回答を行った。

・補足

今回のサミュエル・メスキータの版画は、スペイン風邪が流行した頃に制作されたものとのことで、GoogleやX(旧Twitter)などの検索結果をみると、国内外を問わず、新型コロナウイルス感染防止対策と結びつけて語っているものがみられた。

このようにサミュエル・メスキータの版画が注目されるきっかけの一つとしては、オランダ王立図書館のコレクションスペシャリストである学芸員Paul van Capelleveen氏の個人ブログ記事¹¹⁾があるように思えた。この記事は「私たちの本はコロナでいっぱいですか?」という蔵書の除染についての記事で、メスキータの版画が記事の横に添えられており、調査当時、多くのブログで引用されていた。

V. まとめ

当センターにおける著作権ヘルプデスクの取り組みを以下にまとめた。

- ・年間10件程度の利用がある
- ・利用者の中心は、教員と事務職員である
- ・著作物の利用は授業、研究、学事など多岐にわたる
- ・個別の問い合わせ事例をみると、レファレンスサービスに近く、また外部の専門団体の協力も得られる

ここで注目したいのは、事務職員のニーズである。当センターの場合、今まで他部署の事務職員が業務として図書館サービスを利用するシーンは、あまりみられなかった。これが「著作権ヘルプデスク」というピンポイントなサービスメニューを掲げることで、相談が寄せられる状況を得た。これは法人組織、大学組織に当センターをアピールできる良いチャンスと考えている。

一方で大学組織をみると、著作権侵害の恐れが強いのは、インターネットリテラシーを学ぶ過程にある学部生であろう。著作権ヘルプデスクで学部生・院生からの問い合わせがほとんどない現状は、なにを相談すればいいのか、よくわからないという学部生の著作権に対する認識の低さによるものと捉えている。このような懸念を持っていたところ、医学部教員からの要請により2023年度から、医学部1年生と医学部4年生に対して年に1回、医学部正規授業の中で、著作権の講義を担当できる

ことになった。医学部1年生の講義では、SNS投稿における注意点など、著作権の基本的なリテラシーを解説した。医学部4年生の講義では、レポートにおける引用についての注意点など学術・研究の場での著作物利用について解説した。これらの講義を足掛かりに、今後は、学部生への啓蒙活動にも力を入れていきたいと考えている。

本稿は、2023年7月1日から2日にオーテピア高知図書館で開催された、第38回医学情報サービス研究大会(MIS38高知大会)の発表をもとに、加筆修正したものです。

参考・引用文献

- 1) 児玉 潤. Shift to the future! 図書管理型から利用者支援型へ 東邦大学医学メディアセンターにおける主軸業務の見直し. 薬学図書館. 2020;65(1):38-42.
- 2) 橋本 郷史. 東邦大学医学メディアセンターにおける統計ソフト操作支援ヘルプデスクの取り組み. 医学図書館. 2021;68(3):184-9.
- 3) 文部科学省 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について[internet]. <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html> [accessed 2024-04-20]
- 4) 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS) [internet]. <https://sartras.or.jp/> [accessed 2024-04-20]
- 5) ビジネス著作権検定[internet]. <https://www.sikaku.gr.jp/bc/> [accessed 2024-04-20]
- 6) 文部科学省 高大接続改革[internet]. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/index.htm [accessed 2024-04-20]
- 7) 日本著作権教育研究会[internet]. <https://www.jcea.info/> [accessed 2024-04-20]
- 8) オランダ美術史研究所データベース: Samuel Jessurun de Mesquita[internet]. <https://rkd.nl/artists/42262> [accessed 2024-04-20]
- 9) [Niest nooit zonder zakdoek] [internet]. <https://www.stedelijk.nl/nl/collectie/27052-samuel-jessurun-de-mesquita-niest-nooit-zonder-zakdoek> [accessed 2024-04-20]
- 10) 文部科学省 著作権の保護期間に関する戦時加算について [internet]. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.htm [accessed 2024-04-20]
- 11) Zitten onze boeken vol corona?[internet]. <https://pvc-kb.blogspot.com/2020/05/281-zitten-onze-boeken-vol-corona.html> [accessed 2024-05-23]
- 12) 友利 昂. 職場の著作権対応100の法則: ビジネスで直面する著作権のモヤモヤを解消する. 東京: 日本能率協会マネジメントセンター; 2023.
- 13) 池村 聡, 小坂 準記, 澤田 将史. 実務者のための著作権ハンドブック. 新版. 東京: 著作権情報センター; 2022.
- 14) 森 公任. すぐに役立つ図解とQ & Aでわかる著作権の法律問題とトラブル解決法. 東京: 三修社; 2021.
- 15) 北村 行夫, 雪丸 真吾. Q & A引用・転載の実務と著作権法. 第5版. 東京: 中央経済社; 2021.
- 16) 上野 達弘. 教育現場と研究者のための著作権ガイド. 東京: 有斐閣; 2021.